

財務省告示第七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十七年十二月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十八年一月十日

財務大臣臨時代理

國務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 利付国庫債券（物価連動・十年）
（第六回）

二 発行の根拠 平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十七年法律第
十九号）第二条第一項及び財政
融資金特別会計法（昭和二十
六年法律第一百一号）第十一条第
一項並びに国債整理基金特別会
計法（明治三十九年法律第六号）
第五条第一項及び第五条ノ二
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号。以下
「振替法」という。）の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

三 振替法の適
用等

四 発行方法

入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め

口 国債市場	六 イ 発										五 イ 方募 入決定の														
	行争利 入回 札り 発競	行争非 入価 札格 発競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	行争利 入回 札り 発競	行争利 入回 札り 発競	法 入 決 定 の	争 入 札 発 行 と い う 。	市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 一 非 価 格 競	る も の に よ る 発 行 （ 以 下 の 国 債														
国債整理基金特別会計法第五条	五 万 円	額 で 五 百 五十 億 五 千 九 百 二十	た り 付 国 債 に つ いて は 、 額 面 金 し	五 条 ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	円 、 金 額 で 九 億 八 百 三十 五 万	面 金 額 千 億 八 百 三十 五 万	行 した 利 付 国 債 に つ いて は 、 額	十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発	円 、 財 政 融 資 金 特 別 会 計 法	四 百 三 十 一 億 二 千 二 百 四十 万	債 に つ いて は 、 額 面 金 額 で 三 千	の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国	例 等 に 関 する 法 律 第 二 条 第 一 項	政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の 特	う ち 平 成 十 七 年 度 に お け る 財	額 面 金 額 で 四 千 九 百 九 十六 億 円	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応	り 当 て る 。	い も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割	各 申 込 み の うち 応 募 利 回 りの 低	争 入 札 発 行 と い う 。	市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 一 非 価 格 競	る も の に よ る 発 行 （ 以 下 の 国 債

十五 経過利子の払込み

が小売物価統計（指定統計第三十五号）のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後の基準（「新基準」という。以下同じ。）に基づく消費者物価指数が公表された場合であつて、財務大臣が定める日以後は、新基準に基づく消費者物価指数（を九十八・一（消費者物価指数の基準改定が行われ、新基準に基づく消費者物価指数が公表された場合であつて、財務大臣が定める日以後は、新基準に基づく消費者物価指数）を除く）で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入した額とする。）に額面金額を乗じて得た額とする。

十六 初期利子

平成十八年六月十日を支払期とし、次の算式により算出した金

$$\frac{\text{償還総額の総額} \times 1.000 \times \frac{0.8}{100}}{365}$$

額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額 $\times \frac{0.8}{100}$

$$\times \frac{1}{2}$$

毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十四号の規定における想定元金額}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限

平成二十七年十二月十日

二十 元利金支

第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額

二十一 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十二 払込期日

平成十七年十二月十二日